

**PMDA 医療安全情報 No. 28**  
**【血糖測定器の取扱い上の注意について】**

# PMDA 医療安全情報

(独)医薬品医療機器総合機構

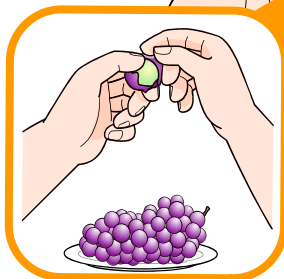
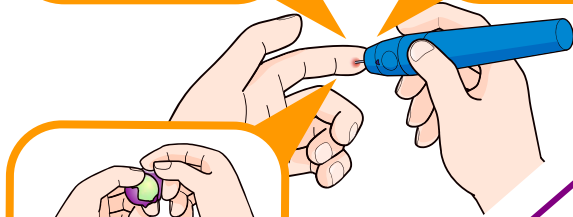
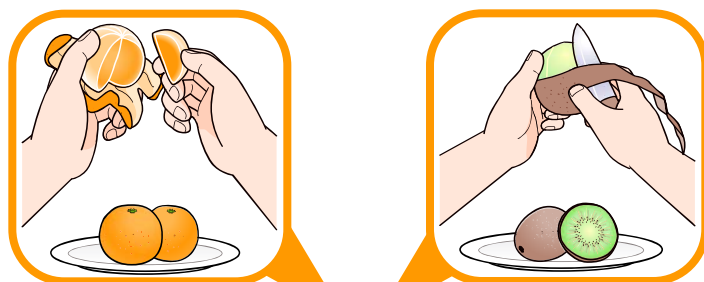
**pmda** No.28 2011年 11月

## 血糖測定器の取扱い上の注意について

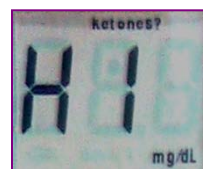
### POINT 安全使用のために注意するポイント

#### 1 血糖値への影響について

- 果物をむいた後などに指先から血糖測定を行うと、偽高値となるおそれがあります。



#### 偽高値の表示例



血糖値  
600 mg/dL より  
高い  
直ちに医師の指示  
に従って下さい。



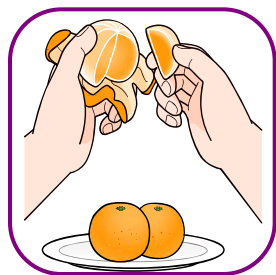
注) 血糖測定器の機種によって、表示は異なります。

果物をむいたり、砂糖が付着している食べ物等をさわった後は、**時間経過**に関係なく、その指先に付着した果汁や糖分が採血した血と混じり、測定結果が「HI」や「高い値」を表示するおそれがあります。



## 2 採血前の注意点について

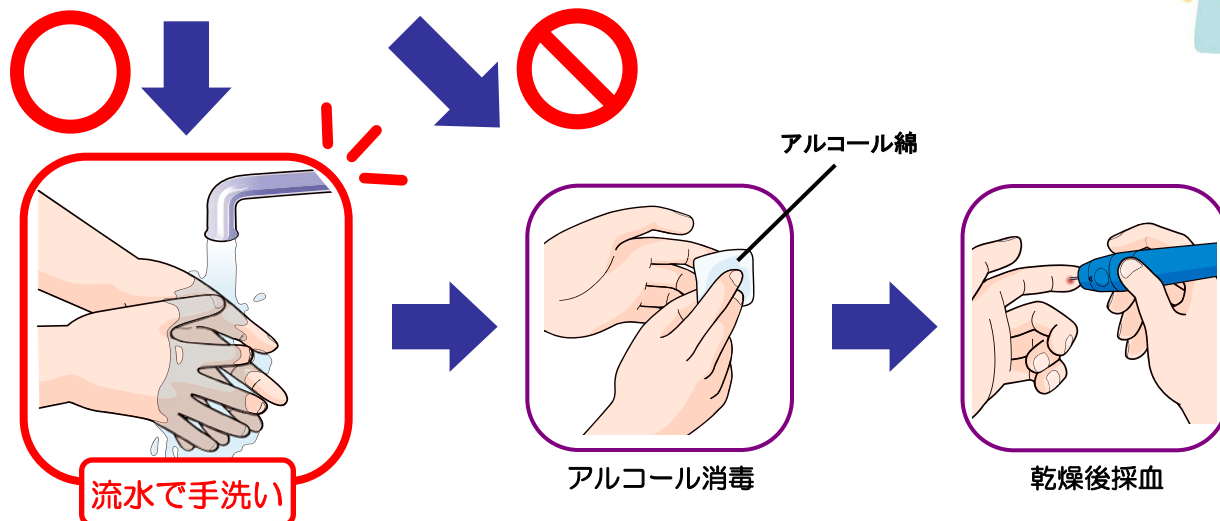
- 採血前には、必ずよく手を洗ってから採血すること。



果物などをむく

果物等をさわった後に、アルコール綿の消毒だけでは、正しい血糖値が得られないとの報告<sup>文献</sup>があります。

採血前には、必ず良く流水で手洗いを行うよう患者さんに伝えて下さい！



文献) Takahisa Hirose et al. Glucose Monitoring After Fruit Peeling: Pseudohyperglycemia When Neglecting Hand Washing Before Fingertip Blood Sampling. *Diabetes Care* 34: 596-597, 2011

この「PMDA医療安全情報No.28」に関連した通知が厚生労働省より出されています。

- 平成23年11月17日付 薬食安発1117第1号・薬食機発1117第1号 連名通知  
「血糖測定器等に係る添付文書の改訂について」

本通知については、医薬品医療機器情報提供ホームページ(<http://www.info.pmda.go.jp>)  
>医療機器関連情報>医療安全情報>医薬品・医療機器に関連する医療安全対策に掲載しております。

### 本情報の留意点

- \* このPMDA医療安全情報は、財団法人日本医療機能評価機構の医療事故情報収集等事業報告書及び薬事法に基づく副作用・不具合報告において収集された事例の中などから、独立行政法人医薬品医療機器総合機構が専門家の意見を参考に医薬品、医療機器の安全使用推進の観点から医療関係者により分かりやすい形で情報提供を行うものです。
- \* この情報の作成に当たり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。
- \* この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課したりするものではなく、あくまで医療従事者に対し、医薬品、医療機器の安全使用の推進を支援する情報として作成したものです。